

令和6年2月
定例教育委員会会議

会議録

令和6年2月6日開催

会 議 録

開催日時	令和6年2月6日（火）	午後2時 午後4時22分	開会 閉会														
場 所	旭川市教育委員会 教育委員会室																
出席者	教育長 及び委員	教育長 野崎 幸宏, 教育長職務代理者 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉, 委員 坂田 葉子															
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 品田 幸利</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 佐藤 弘康</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 石原 伸広</td> <td>社会教育部次長 谷口 敦哉</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 眞田 眞</td> <td>社会教育部次長 主藤 肇</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 末木 良典</td> <td>文化振興課長 坂本 剛</td> </tr> <tr> <td>学務課長 山本 厚</td> <td>文化ホール担当課長 松里 秀一</td> </tr> <tr> <td>教職員課長 佐藤 文泰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹 田村 貴史</td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長 品田 幸利	社会教育部長 佐藤 弘康	学校教育部次長 石原 伸広	社会教育部次長 谷口 敦哉	学校教育部次長 眞田 眞	社会教育部次長 主藤 肇	学校教育部次長 末木 良典	文化振興課長 坂本 剛	学務課長 山本 厚	文化ホール担当課長 松里 秀一	教職員課長 佐藤 文泰		教育政策課主幹 田村 貴史	
		学校教育部長 品田 幸利	社会教育部長 佐藤 弘康														
学校教育部次長 石原 伸広	社会教育部次長 谷口 敦哉																
学校教育部次長 眞田 眞	社会教育部次長 主藤 肇																
学校教育部次長 末木 良典	文化振興課長 坂本 剛																
学務課長 山本 厚	文化ホール担当課長 松里 秀一																
教職員課長 佐藤 文泰																	
教育政策課主幹 田村 貴史																	
事務局 職員	教育政策課主査 道下 眞紀 同 朝倉 裕幸																
傍聴者	0人																
公開・非公開の別	一部非公開																
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和6年度教育行政方針について ・議案第2号 旭川市民文化会館整備基本構想（案）に対する意見提出 手続の実施について ・報告第1号 令和5年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ・報告第2号 令和6年度教育予算（臨時代理）について ・報告第3号 損害賠償の額を定めること（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）に ついて ・報告第5号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理） について ・報告第6号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）につい て 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旭川市いじめ防止基本方針（改定案）に対する意見提出手続の 結果について (2) 第2期旭川市学校教育基本計画（改訂版）（案）に対する意見 提出手続の結果について (3) 令和5年度教育奨励賞の決定について (4) 旭川市立学校職員の懲戒処分について (5) 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について (6) 令和6年旭川市20歳を祝うつどいの開催結果について (7) 第7回井上靖記念文化賞受賞候補者の推薦受付状況について 																

- 6 その他
- 7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和6年2月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、近藤委員、坂田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和5年11月定例教育委員会会議（令和5年11月28日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。異議ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、令和5年11月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>なお、令和5年12月定例会及び令和6年1月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということよろしいですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、令和5年12月定例会及び令和6年1月定例会の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p>
教 育 長	<p>お手元に配付されております令和6年2月定例教育委員会会議議案等の公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第1号、議案第2号、報告第1号から報告第6号まで、報告事項（1）から報告事項（5）まで及び報告事項（7）は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号、議案第2号、報告第1号から報告第6号まで、報告事項（1）から報告事項（5）まで及び報告事項（7）については、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>また、報告第4号から報告第6号まで、報告事項（4）及び報告事項（5）は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、報告第4号から報告第6号まで、報告事項（4）及び報告事項（5）は、会議録には概要を記載することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 報 告 事 項 》</p>

<p>教 育 長 主藤社会教育部次長</p>	<p>それでは、報告事項に入ります。 報告事項（６）「令和６年旭川市２０歳を祝うつどいの開催結果について」、報告願います。 去る１月７日（日）、旭川市民文化会館におきまして、令和６年旭川市２０歳を祝うつどいを、午前の部を午前１１時から、午後の部を午後３時からの２回に分けて開催いたしました。教育委員の皆様におかれましては、御多忙の中、また、長時間にわたり御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。 今年の対象者数は、２，６６９人でありまして、当日の参加者数は、午前の部が１，０５２人、午後の部が１，０２８人、合計２，０８０人で、参加率としましては７７．９％でありました。 令和５年の７６．４％に比べ、１．５ポイントの増、コロナ禍前の令和２年が７７．６％でありましたので、０．３ポイント上回った結果となりました。 全体といたしましては、飲酒による迷惑行為などの大きなトラブルもなく、無事開催することができたところでございます。 今後につきましては、２月下旬もしくは３月上旬に最終の実行委員会を開催し、令和７年の開催日時等を決定いたしまして、令和６年３月定例教育委員会会議で御報告させていただきたいと思っております。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 長 教 育 長</p>	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（６）「令和６年旭川市２０歳を祝うつどいの開催結果について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 局 教 育 長</p>	<p>《 そ の 他 》 他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p>
<p>教 育 長 田村教育政策課主幹</p>	<p>《 秘 密 会 》 ここからは、秘密会といたします。 議案第１号「令和６年度教育行政方針について」、説明願います。 本件につきましては、教育委員会会議や教育委員会協議会において、いただきました御意見などを踏まえ修正したものです。資料では、下線や見え消しを用いまして、追加・修正箇所を示しております。 私からは、「はじめに」と「むすび」、「学校教育」について、説明いたします。「はじめに」及び「むすび」につきましては、平易な表現で伝えることとしました。 「学校教育」につきましては、大きな変更はしておらず、言葉の適正さの吟味等による修正となっております。ただし、「豊かな心の育成」につきましては、道德教育の一層の充実のために、引き続き研修会を開催し、授業改善を図ることとしました。 学校教育については、以上でございます。</p>
<p>主藤社会教育部次長</p>	<p>続きまして、社会教育について御説明いたします。 「社会教育」に関する記述につきまして、令和６年第２回教育委員会協議会でお示ししました素案から、修正はほぼございません。 「学校教育」に関する部分と同様に、一部、文章のつながりや、言葉の適正さなどを吟味し、言い回しの変更等を行いました。具体的な修正箇所につきましては、削除部分を二重取り消し線で、追加部分を下線で示しております。</p>

<p>教 育 長 本 田 委 員</p>	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p>
	<p>前回の教育委員会協議会でお示しいただいた案の「はじめに」にありましたウェルビーイングという言葉が削除されましたが、「むすび」で載せてもよいのではないかと思いました。ウェルビーイングは例えば子どもにとっては、豊かな心を育てることにつながり、道徳教育や個別最適な学びと協働的な学習の一体化、部活動、特別活動などをもって、子どもたちの幸福感を充足させていこうという考えだと思いますので、子ども、学校、地域にとってのウェルビーイングであり、目指すべき内容として間違いではないと思います。ただし、「むすび」で持続的な幸福や豊かさがあり、これはイコールとしてウェルビーイングだと思いますので、この言葉を使わなくても示されているところでもありますことから、意見として申し上げたところです。また、VUCAという言葉は教育振興基本計画などで使われているところではありますが、あまり聞き慣れない言葉だと感じました。</p>
<p>教 育 長 各 教 育 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p>
	<p>それでは、議案第1号「令和6年度教育行政方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。</p>
	<p>次に、議案第2号「旭川市民文化会館整備基本構想（案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。</p>
<p>文化ホール担当課長</p>	<p>旭川市民文化会館の整備につきましては、令和4年度に「旭川市民文化会館の整備の方向性」を定め、建替えを基本として検討を進めることといたしました。</p>
	<p>令和5年度は、市民文化会館の建替えによる整備について、施設の基本理念や機能といった基本的な要素について検討を行うため、学識経験者や利用団体関係者、公募市民等で構成する「旭川市民文化会館整備基本構想検討会」を開催し、この度、検討会での意見などを踏まえ、「旭川市民文化会館整備基本構想」の案を作成いたしました。</p>
	<p>本件は、旭川市市民参加推進条例第6条第1項第4号に定める「市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更」に該当することから、同条例第11条第1項の規定に基づき、令和6年2月20日から同年3月20日までの期間で、意見提出手続を実施するため、議案としてお諮りするものでございます。</p>
	<p>それでは、内容について、御説明いたします。まず、意見提出手続に係る説明文書と意見書の様式があり、その次が概要版、続いて本編となっております。</p>
	<p>基本構想本編を御覧ください。目次に記載のとおり、本基本構想は、第1章から第6章まで、全6章で構成しております。</p>
	<p>第1章では、「基本構想策定の背景」として、基本構想の概要と策定の経緯について、記載しております。</p>
	<p>次に、第2章では、「(仮称)新文化ホールを取り巻く環境」として、はじめに、「文化ホールを取り巻く動向」として、国や北海道の関係法令、旭川市の関連計画について説明しております。次に、「旭川市民文化会館の現状と課題」として、文化会館の施設状況を記載しており、また、「旭川市及び周辺市町のホール設置状況」を記載しております。</p>
	<p>「検討の経緯」では、最初に令和4年度の検討内容について記載し、令和5年度に開催した「旭川市民文化会館整備基本構想検討会」の開催状況について、開催回ごとに内容をまとめて記載しております。</p>
	<p>次に、第3章「(仮称)新文化ホールの基本的な考え方」では、施設のコンセプトと言える基本理念と基本的な役割を定めています。</p>

基本理念については、「次世代へつなげる文化交流活動の拠点」とし、テーマを「市民の誇りと愛着を育む道北のランドマーク」としました。基本理念には、文化交流活動の豊かな蓄積を次世代へつなげるとともに、道北地方の拠点都市としての役割を意識したうえで、市内外にその発展を広げていくことを目指していくという思いが込められています。基本理念を実現するための施設の「基本的な役割」としては、「日常利用」、「多機能連携」、「インクルーシブ」、「まちづくり」、「シンボル」、「アクセシビリティ」、「コストパフォーマンス」の7つを掲げております。

次に、第4章「(仮称)新文化ホールに必要な機能と考え方」についてです。第4章では、「(仮称)新文化ホールの施設概要」として、「施設機能」、「多機能化の検討」、「施設整備における配慮事項」をまとめています。

「施設機能」としましては、施設の基本理念と基本的な役割を実現するために、「鑑賞」、「活動」、「交流」、「発信」の4つの基本的な機能を備えることとしております。「施設整備における配慮事項」では、各施設機能を基に、各諸室の基本的な方針などを整理しています。例えば「ホール」では、著名なアーティストによる公演ができるような音響性能を備え、コンベンションでの利用にも対応できる多目的なホールを目指します。幅広い文化芸術を鑑賞できるようにするとともに、現在行われている催しを尊重しつつ、道北エリアの中心的役割を視野に入れ、多彩なジャンルのイベントも開催できるホールとします。文化芸術活動を中心とした発表や練習、講演会やシンポジウムなどの集会の場として、利用者自らがホールの使い方を創意工夫できるように幅広い用途に対応するため、メインホール以外のホールを整備します。ホールの規模については、公会堂の扱いも含め、基本計画の策定において、検討を進めますとまとめています。

「(仮称)新文化ホールの建設地」について、基本構想では建設場所を定めておりませんが、敷地に求められる要素を整理するとともに、基本計画策定の早い時期には、建設地を決めることが必要ですとまとめています。

「(仮称)新文化ホール整備事業」としては、「事業費の考え方」と「整備手法」をまとめています。なお、「整備手法」としては、デザインビルドを含めた直接発注とPFIの事例を紹介しております。

次に、第5章「管理運営の考え方」につきましては、管理運営の基本的な考え方として、官民連携手法も含めた事例をまとめております。

次に、第6章「今後の進め方」については、「今後のスケジュール」、「市民意見の取入れ」、「基本計画の策定に向けて」ということで、整理しています。なお、今後のスケジュールとしましては、令和6年度から2か年をかけて基本計画を策定すること、開設時期としては、最短で令和13年頃が想定されますが、整備内容によってスケジュールが変わってくることや他の公共事業等の調整などにより、変更することがあることを記載しております。

今後の予定についてでございますが、本日の教育委員会会議の審議を経た後、令和6年2月16日の子育て文教常任委員会での報告を予定しております。その後、令和6年2月20日から同年3月20日の期間で、意見提出手続を実施し、提出のあった意見等を踏まえ、旭川市民文化会館整備基本構想の最終案を整理し、3月28日に開催予定の旭川市民文化会館整備基本構想検討会を経て、基本構想を策定したいと考えております。基本構想策定後に改めて教育委員会会議の場で、御報告したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

本案について、御意見、御質問等はありませんか。

建設費はどのくらいかかる見込みですか。

他都市の事例となりますが、枚方市総合文化芸術センターは116億円、水戸市民会館は2,000人規模のホールを有しており、比較的規模が大きい施設であります。185億円となっております。

教 育 長
山 崎 委 員
文化ホール担当課長

山崎委員 文化ホール担当課長	現在の市民文化会館は旭川市以外の方々にも使われておりますか。 旭川市民以外にも利用されており、1,500人規模の施設となると、道北地域だと旭川市だけとなっております。
本田委員	ホールだけではなく、展示室やコンベンションセンターのように会議室をつくるとなると、多目的な会館にならざるを得ないと思いますので、敷地や駐車場、宿泊施設との利便性などの課題があるかと思います。また、場所については、主目的が、ホールなのか、多目的なのか、コンベンションなのかというところで、変わってくるかと思います。いずれにしても、人が集まりやすい場所ということで検討していくことになるかと思いますが、市民等の意見を伺いながら、市教委としての方針をしっかりと持って取り組んでいただければと思います。
坂田委員	旭川市では学会ができる施設があまりないため、札幌市で行われることが多いところです。学会では会議室を3,4室使うことが多いので、旭川市においても、会議室の多い建物があればよいのではないかと思うところです。
教育長	他に御意見、御質問等がありますか。
各教 教	本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。
各教 教	それでは、議案第2号「旭川市民文化会館整備基本構想（案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各教 教	異議ありません。
各教 教	「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。
石原学校教育部次長	次に、報告第1号「令和5年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。 本件は、令和5年度旭川市一般会計補正予算について、旭川市議会令和6年第1回定例会に議案を提出するよう、市長へ意見を申し出るものがありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありますことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものでございます。 今回の学校教育部の補正につきましては、国の令和5年度補正予算により国庫補助金の交付決定が見込まれることなどから、令和6年度に予定しております事業の一部を令和5年度予算に前倒しして計上するものが、12事業、光熱水費等の高騰によるものが3事業、その他の事業が2事業であり、また、債務負担行為を設定する事業が5事業、債務負担行為を変更する事業が1事業となっております。 まず、令和6年度に予定しております事業の一部を令和5年度予算に前倒しして計上する12事業について御説明いたします。給食施設整備費（小学校）補正額1,534万円につきましては、雨紛小学校及び永山東小学校の給食室のエアコン設置工事を実施しようとするものでございます。 次に、学校施設大規模改修費（小学校）補正額6億6,819万4千円につきましては、国の会計検査により、国庫補助金の一部を返還する必要が生じたために償還金の予算を計上するほか、向陵小学校給水設備改修及び神楽小学校暖房設備改修に係る設計委託、緑新小学校給水設備改修、近文第1小学校及び共栄小学校の暖房設備改修、大有小学校のトイレ改修に係る工事請負費、また、学校への防犯カメラ設置に係る委託料となっております。 次に、学校施設改修費（小学校）補正額2,320万円につきましては、朝日小学校の防災盤改修及び雨紛小学校受変電設備改修工事を実施しようとするものでございます。 次に、学校施設大規模改造費（小学校）補正額5億2,409万円につ

きましては、非構造部材の耐震化調査・設計委託、日章小学校及び雨紛小学校の屋体の耐震補強工事、また、非構造部材の耐震化工事を実施しようとするものでございます。

次に、学校施設大規模改修費（中学校）補正額 3 億 8, 205 万円につきましては、春光台中学校給水整備改修設計及び旧北都中学校埋設物調査、学校への防犯カメラ設置に係る委託料、東陽中学校トイレ改修及び愛宕中学校暖房設備改修工事を実施しようとするものでございます。

次に、学校施設改修費（中学校）補正額 2, 200 万円につきましては、東光中学校の受変電設備改修工事を実施しようとするものでございます。

次に、学校施設大規模改造費（中学校）補正額 3 億 9, 871 万 6 千円につきましては、非構造部材の耐震化調査・設計委託、明星中学校校舎の耐震補強工事、非構造部材の耐震化工事を実施しようとするものでございます。

次に、千代田小学校増改築費補正額 4 億 6 5 万円につきましては、アスベスト調査に係る委託料やプールの改築・解体、グラウンド整備に係る工事を実施しようとするものでございます。

次に、豊岡小学校増改築費補正額 3 億 1, 558 万円につきましては、屋体の増改築、旧校舎解体、グラウンド整備に係る工事を実施しようとするものでございます。

次に、永山西小学校増改築費補正額 2 4 億 9, 188 万 4 千円につきましては、校舎解体設計等に係る委託料のほか、校舎増改築及び屋体増改築に係る工事を実施しようとするものでございます。

次に、学校施設冷房設備整備費（小学校）補正額 6 億 9 5 万 8 千円につきましては、学校施設への冷房設備の整備を進めるため、昨年 12 月の旭川市議会令和 5 年第 4 回定例会で補正した事業に続き、ルームエアコンを先行して設置する小学校 10 校のエアコン設置業務、そのほかの学校のエアコン設置に必要な事前調査業務、また、次に整備予定の 12 校の電源改修を実施しようとするものでございます。

次に、学校施設冷房設備整備費（中学校）補正額 2, 120 万円につきましては、学校施設への冷房設備の整備を進める事業ですが、中学校につきましては、電源改修と事前調査を実施しようとするものでございます。

次に、光熱水費等の高騰による 3 事業についてですが、東旭川学校給食センター管理費補正額 4 1 3 万 6 千円、学校施設管理費（小学校）補正額 4, 806 万 4 千円、学校施設管理費（中学校）補正額 3, 172 万 1 千円、これらは、燃料費や光熱水費の高騰に伴い、予算が不足する見込みのため、補正しようとするものでございます。

次に、特別支援教育振興費（中学校）補正額 300 万円につきましては、申請者の増加に伴い特別支援教育就学奨励費が増加し、予算が不足することから補正を行おうとするものでございます。

次に、就学助成費（小学校）補正額 1, 423 万 3 千円につきましては、就学援助の認定者が増加し、予算が不足する見込みとなったため、補正しようとするものでございます。

次に、債務負担行為の設定等について御説明します。令和 6 年 4 月 1 日から業務の履行を開始する必要があることから、令和 5 年度中に契約を締結するため、債務負担行為を設定するものなどであり、まず、令和 6 年度までを期間とする事業につきまして御説明します。

給食施設整備費（小学校）につきましては、朝日小学校給食室の冷房設備改修費で限度額 1, 690 万円の債務負担行為を設定するものです。

次に、学校運営充実費（小学校）につきましては、小学校の校務支援ソフトウェア使用料で限度額 8 4 1 万 5 千円の債務負担行為を設定するものです。

次に、学校運営充実費（中学校）につきましては、中学校の校務支援ソ

フトウェア使用料で限度額429万円の債務負担行為を設定するものです。

次に、学校ICT環境整備費につきましては、小中学校の共通教材と授業支援のソフトウェアライセンス使用料について、それぞれ1,602万8千円と547万5千円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。

次に、学校施設冷房設備整備費（小学校）につきましては、先ほど御説明しましたルームエアコンを先行設置する小学校10校の冷房設備整備費について、4億5,998万2千円を限度額とし、令和6年度から令和7年度までを期間とする債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、昨年度債務負担行為を設定しました学校照明LED整備費につきまして、事業の進捗状況から、債務負担行為を設定する期間を令和21年度までから令和22年度までに変更するものでございます。

以上が学校教育部の補正予算でございます。

主藤社会教育部次長

続きまして、社会教育部の令和5年度旭川市一般会計補正予算について御説明いたします。

社会教育部の今回の補正予算につきましては、大きく3つの内容があり、1つ目は、価格高騰による施設の燃料費や光熱水費の増額に伴うもの、2つ目は、寄附の増加による積立金の増額に伴うもの、3つ目は、債務負担行為の設定となっております。

まず、価格高騰による燃料費や光熱水費の増額に伴うものにつきましては、常磐館管理費補正額100万6千円、文化会館管理費補正額393万1千円、大雪クリスタルホール管理費補正額621万5千円の3件で、財源は全て一般財源としております。

次に、寄附の増加による積立金の増額に伴うものにつきましては、科学館施設整備基金積立金補正額626万4千円、アイヌ施策推進基金積立金補正額2,577万2千円の2件で、当初見込んでおりました金額を超える寄附金が寄せられたことから、寄附金収入及び積立金を補正しようとするものでございます。

次に、債務負担行為の設定についてでございますが、旭川市春光台公民館指定管理料につきましては、令和6年度から令和10年度までの5か年を期間とし、1億436万3千円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

次に、科学館ドームシアターコンテンツ上映権賃借料につきましては、令和6年度から令和7年度までの2か年を期間とし、363万円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

次に、井上靖記念館指定管理料につきましては、令和6年度から令和10年度までの5か年を期間とし、1億1,231万1千円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

社会教育部の補正予算は以上でございます。

教 育 長
本 田 委 員

本案について、御意見、御質問等がありますか。

千代田小学校増改築費でアスベスト調査とありますが、旭川市内の校舎ではアスベストの心配はまだあるのですか。

石原学校教育部次長

アスベストが使われている学校については、飛散しないように囲い込みをしておりますが、解体する際にはアスベストの処理をしなければならぬところですよ。

本 田 委 員

冷房設備の設置も予算が掛かるところであり、また、逐次行っているところではありますが、旭川市の校舎全体が老朽化していることも課題だと思われま。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

他に御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告第1号「令和5年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

各 委 員
教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第1号については、報告のとおり了承します。

次に、報告第2号「令和6年度教育予算（臨時代理）について」、報告願います。

学校教育部長

本件につきましては、令和6年度教育予算に係る令和6年度旭川市一般会計予算について、今月、開催が予定されています旭川市議会令和6年第1回定例会に議案を提出するよう市長に意見を申し出るものですが、市議会への議案の提出期限等の関係上、緊急に処理する必要がありましたことから、教育長が臨時代理したものです。

今回の教育予算のうち学校教育部に関連します内容についてまず御説明し、その後、社会教育部から説明いたします。

まず、本市全体の一般会計予算案についてであります。令和6年度当初予算（案）は1,715億7千万円であり、対前年度比23億円の増、率にして1.4%の増となっております。教育費全体の概要といたしましては、「令和6年度教育予算案概要」を御覧ください。

市長部局である子育て支援部、総務部及び観光スポーツ交流部が所管する予算を含めた「教育費」の総額は、83億6,030万1千円であり、対前年度比1億8,211万3千円の減、率にして2.1%の減となっております。

学校教育部における予算の概要につきましては、「第2期旭川市学校教育基本計画」に掲げる3つの目標である、「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」、「子どもたちの学びの環境を整える」、「子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる」について、関連する事業を中心に一般財源を配分いたしました。その結果、資料の「R6当初予算額（案）」の列の中ほどにお示ししましたとおり、学校教育部所管の予算額は合計54億7,230万円でございます。対前年度比3億3,302万3千円の減、率にして5.7%の減となっております。

また、社会教育部所管分は、17億1,544万6千円であり、対前年度比1億2,993万4千円の増、率にして8.2%の増となっており、学校教育部及び社会教育部を合わせた教育委員会予算といたしましては、71億8,774万6千円であり、対前年度比2億8万9千円の減、率にして2.7%の減となっております。

令和6年度旭川市予算案のうち、学校教育部関係分の主な事業、事業費、事業内容を記載していますが、このうち、昨年12月に実施しました市長への予算要望に係る主な事業につきまして、御説明申し上げます。

目標1の特別支援教育推進費2億3,573万5千円につきましては、特別な支援が必要な児童生徒の教育的ニーズに応えるため、特別支援教育補助指導員や医療的ケアを行う看護師を配置する事業ですが、新たに交流学級の授業展開に困難さを抱えている学校に、補助指導員の配置を行ってまいります。この事業については、少人数学級編制費を見直す一方で、学校現場のニーズを踏まえ、児童生徒に目を配る必要性のある状況に対応するため、事業を拡充するものでございます。

次に、いじめ問題対策推進費1,322万2千円につきましては、拡充要素として、令和5年度に全中学校で実施している人権教育プログラムを小学校において実施し、中学校では法務局と連携した人権教室を開催することにより、いじめの未然防止教育を一層強化するほか、いじめの認知件数の増加に伴い、業務が膨大化していることから、いじめ対策コーディネーターを1名増員することにより、児童生徒等への適切な対応を充実してまいります。

次に、学校給食費支援費（小学校）7,338万6千円、（中学校）3,826万3千円につきましては、今年度は、給食費改定による値上げ相当分を公費

負担しているところですが、物価高騰が続く中、給食費の値上げは家計への影響が少なくないことから、引き続き給食費の値上げ分を公費負担することにより、保護者の経済的な負担を軽減するものでございます。

次に、目標2の教育支援センター運営費1,685万1千円につきましては、これまで、「適応指導教室」という名称だった事業を国の方針に基づき「教育支援センター」と名称変更した事業です。

本市の不登校児童数は、右肩上がりが増加しており、昨年度は732人にのぼり、教育支援センターへの通室児童数も昨年度の同時期を上回っています。そのような中、支援が必要なのに、気持ちの問題等からセンターへの通室が困難な児童生徒がいることも想定されるため、通信環境が整った日章小学校に分室を設け、専任の指導員を増員した上で、ICTを活用した支援を行っていく事業です。専任の指導員は2名の増員を要求していましたが、1名の増員となっております。

なお、12月に市長に予算要望しておりましたもののうち、就学助成費（小学校・中学校）の平時の端末の持ち帰り実施に当たり、就学援助制度に「オンライン学習通信費」を新たに設け、準要保護世帯に支給することで端末を使用する家庭学習に必要な環境整備を支援しようとする事業がございました。こちらにつきましては、予算協議の中で、この経費が小中学校合わせて、3,000万円を超える事業費であり、総合政策部から、実際に家庭で通信費に使用されているかどのように確認するのか、また、札幌市や函館市などは本事業の実施予定がなかったことなどもあり、再検討を求められ、予算措置が認められなかったものであります。

次年度につきましては、全市的な平時の端末の持ち帰りの初年度となりますことから、本市としましては、通信環境がない世帯には、本市が所有しているモバイルルーターを貸し出すなどの対応を行いながら、他都市の状況等も把握し、今後の支援のあり方について検討してまいります。

以上の昨年12月に実施しました市長へ予算要望した事業を含め、学校教育部の全事業につきましては、「学校教育部予算（案）一覧」のとおりとなっておりますので、御参照ください。

以上が学校教育部の予算の概要でございます。

社会教育部長

続きまして、社会教育部の予算概要につきまして、「令和6年度旭川市予算案の概要（社会教育部関係分）」に基づき御説明いたします。

社会教育部では、令和6年度も社会教育基本計画に基づく、5つの基本目標の達成に向け、各種事業に取り組んでまいります。

はじめに、基本目標1の「市民一人一人の主体的な学びの機会の充実」に係る主要事業についてであります。重点事業のジオパーク構想推進費につきましては、地域おこし協力隊制度を活用したジオパーク専門員を配置し、地域資源を題材とした講座やツアー等事業の充実を図り、日本ジオパーク認定に向けた取組を進めるもので、事業費は1,610万円となっております。科学館事業活動費につきましては、市民の科学に対する理解促進を図るため、各種事業や講演会を実施するほか、新たにVR錯覚体験の試作品を製作し、本稼働に向けて試行するもので、事業費は207万7千円となっております。

次に、基本目標2の「市民の学びを支える環境の整備」に係る主要事業についてであります。文化施設等整備費につきましては、市民文化会館の建替えによる整備について、学識経験者・文化団体関係者などで構成する検討会の開催や、支援業務委託により基本計画の策定に向けた取組を進めるもので、事業費は843万9千円となっております。

次に、基本目標3の「地域における学びの循環」に係る主要事業についてであります。重点事業の地域学校協働活動推進費につきましては、モデル地域の拡充を図るとともに、研修会の実施等により地域と学校をつなぐコーディネーターを発掘・養成するもので、事業費は18万9千円となっ

ております。

次に、基本目標4の「市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実」に係る主要事業についてであります。旭川ミュージックウィーク開催負担金につきましては、北海道音楽大行進を皮切りに、駅前広場や買物公園において、市民参加型のストリートライブ、「空港で結ぶ友好都市提携」による豊中市から演奏者を招へいする交流事業を行うなど、多くの方に様々な音楽に親しんでもらう機会を提供するもので、事業費は450万円となっております。周年事業に関する予算の図書館事業活動費につきましては、中央図書館が令和6年10月に開館30周年を迎えますことから、記念事業として講演会等を行うもので、関係分の事業費は25万円となっております。文化会館自主文化事業費につきましては、市民文化会館が令和7年2月に開館50周年を迎えますことから、記念事業として子ども向けのミュージカルや人気の高いオーケストラの公演等を行うもので、関係分の事業費は1,309万5千円となっております。彫刻美術館事業活動費につきましては、彫刻美術館が令和6年6月に開館30周年を迎えますことから、記念事業として幅広い世代を対象とした彫刻教室の拡充を図るもので、関係分の事業費は11万7千円となっております。

次に、基本目標5の「郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成」に係る主要事業についてであります。新規事業の優佳良織普及促進事業補助金につきましては、優佳良織工芸の観光資源、地域産業としての発展のため、これまで育成を支援してきた織子の更なる技術向上と、織子が講師となつて行う市民、観光客向けの織体験会を支援し、優佳良織の普及促進を図るもので、事業費は432万9千円となっております。

アイヌ施策推進費につきましては、国のアイヌ政策推進交付金を活用して、知里幸恵の業績やゆかりの地などを紹介する取組のほか、民間のアイヌ文化施設と連携した体験学習及びアイヌ文化の伝承事業等を行うもので、事業費は1,219万円となっております。

これらの主要事業を含め、社会教育部の全事業につきましては、「令和6年度社会教育部予算(案)一覧」のとおりとなっておりますので、御参照ください。

以上、社会教育部が所管する予算概要についての説明とさせていただきます。

教 育 長
本 田 委 員

本案について、御意見、御質問等がありますか。

教育予算が前年に比べ減っておりますが、旭川の未来を託す人材を育成していく上では、プラスに転じていただくことが何よりだと思います。大規模な工事費の減など金額が大きいところはあるかと思いますが、個々の事業について、マイナスが全体的に増えていると感じますので、次年度に向けて、更に要望活動等をしていかなければならないと思いました。

教 育 長
各 委 員
各 育 長
各 委 員
各 育 長

他に御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告第2号「令和6年度教育予算(臨時代理)について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第2号については、報告のとおり了承します。

次に、報告第3号「損害賠償の額を定めることについて」、報告願います。

谷口社会教育部次長

本件につきましては、令和5年1月24日、旭川市末広公民館講堂内において、卓球台の点検をするために相手方と当方職員で卓球台を動かしたところ、当該卓球台が倒れて相手方が下敷きになり負傷した事故になります。当該事故に係る損害賠償について、本市の過失割合を100%、賠償額を502万円とする仮示談が成立しましたことから、旭川市議会令和6

教 各 教	育 委 育	長 員 長 員 長	<p>年第1回定例会への議案提出に係る申出について、旭川市教育委員会事務局委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告いたします。</p>
			<p>なお、支払い予定の賠償金は、後日、市で加入している「市民総合賠償補償保険」により全額補填される予定であります。事故後は、各公民館に設置してあります卓球台の状況を確認し、危険性の高いものの利用を中止するとともに、修繕が可能なものは修繕を行っておりますが、今後このような事故が発生しないよう、更に職員一同が危機管理意識を高め、適切な施設管理業務の遂行に努めてまいります。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p>
			<p>ありません。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>それでは、報告第3号「損害賠償の額を定めることについて」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
			<p>異議ありません。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>「異議なし。」と認め、報告第3号については、報告のとおり了承します。</p>
			<p><報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」></p>
教 育	長	長	<p>令和6年1月11日から同月18日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p><報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」></p>
眞田学校教育部次長			<p>令和6年1月1日から同月18日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p><報告第6号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」></p>
教 育	長	長	<p>令和6年1月9日から同月16日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p>次に、報告事項（1）「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）に対する意見提出手続の結果について」、報告願います。</p>
眞田学校教育部次長			<p>本件は、「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）」に対する意見提出手続において、市民の皆様から寄せられた御意見と、旭川市の考え方の案を整理したものです。</p>
			<p>令和5年12月8日から令和6年1月10日までの期間で市民の皆様から本基本方針の改定案に対する御意見を募集しました。その結果、9個人、1団体から、基本方針の記載内容に関する事、いじめの防止等の対策に関する事等について御意見をいただきました。御意見につきましては、原則、原文のとおりとしておりますが、誤字等と考えられるものについては修正等を行うとともに、個人情報や個別の事案に関する表現については、削除しております。また、賛否のみを示した意見や、改定案に対するものではない意見のほか、意見未記入のものについては、計上、公表、回答の対象としていません。</p>
眞田学校教育部次長			<p>寄せられた御意見については、本基本方針の記載内容や表現等に反映することや、本基本方針に基づくいじめの防止等の対策の充実に生かすことを検討してまいります。</p>
			<p>今後のスケジュールでございますが、「寄せられた意見と旭川市の考え</p>

			<p>方」につきましては、2月16日に開催される子育て文教常任委員会において報告し、個別回答を希望している意見提出者に回答するとともに、市のホームページに掲載し、公表いたします。</p> <p>また、基本方針の改定案については、2月1日に開催した第2回いじめ防止基本方針の改定に係る懇話会における参加者の意見や、関係部局等への意見照会の結果を踏まえて整理し、令和6年2月第1回臨時教育委員会会議において、改定案について御審議いただくとともに、2月下旬の議会報告を経て、2月中の改定を目指してまいります。</p>
教 育 長	本 田 委 員	員	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>今回寄せられた市民の方々の意見を謙虚に受け止めなければならないところであり、また、いじめの防止等の事案につきましては、即時的な対応が求められるところでもありますので、寄せられた意見を踏まえ、いじめ防止等の対策に生かしていただければと思います。</p>
教 育 長	各 委 員	員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
教 育 長	各 委 員	員	<p>それでは、報告事項(1)「旭川市いじめ防止基本方針(改定案)に対する意見提出手続の結果について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(2)「第2期旭川市学校教育基本計画(改訂版)(案)」に対する意見提出手続の結果について、報告願います。</p>
石原学校教育部次長			<p>第2期旭川市学校教育基本計画(改訂版)(案)について、令和5年12月4日から令和6年1月12日までの期間で意見提出手続を実施したところ、3人の方から意見の提出がありました。提出のあった御意見は、豊かな自然に恵まれた旭川の環境を生かした教育の大切さについて、特別支援教育の通常学級と共に過ごすことの必要性について、江丹別小中学校校舎の暖房対策について、御意見がありました。</p> <p>いずれも、個別の御意見として今後の参考にさせていただきますが、意見提出手続で示した改訂版(案)について内容を変更するものではないと考えているところです。</p> <p>なお、意見提出手続で寄せられた意見とそれに対する市教委の考え方については、2月中旬に意見の提出をいただいた方に送付するとともに、市のホームページなどで公表するほか、子育て文教常任委員会で報告する予定です。</p> <p>今後の予定といたしましては、令和6年2月15日に、第3回となる学校教育基本計画懇話会を開催し、懇話会参加者の御意見もいただきながら、最終的な改訂案をまとめ、令和6年3月定例教育委員会会議でお諮りする予定です。</p>
教 育 長	各 委 員	員	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
教 育 長	各 委 員	員	<p>それでは、報告事項(2)「第2期旭川市学校教育基本計画(改訂版)(案)」に対する意見提出手続の結果について、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(3)「令和5年度教育奨励賞の決定について」、報告願います。</p>
学 務 課 長			<p>旭川市教育奨励賞は、文化、スポーツの分野においてすぐれた実績を挙げた小学校、中学校、高等学校の児童、生徒又はその団体を、学校長の推薦に基づいて表彰しているものです。今年度は、4名の個人並びに2団体を被表彰者として決定いたしましたので、報告させていただきます。</p> <p>贈呈式につきましては、別途、日程について被表彰者と調整の上、教育委員会において令和6年3月中に執り行い、表彰状及び記念品を授与する予定です。</p>
教 育 長	山 崎 委 員	員	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>受賞される皆様の今後の励みにもなりますので、新聞などのマスコミに取り上げていただければと思います。</p>

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>ます。</p> <p>他に御意見，御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは，報告事項（３）「令和５年度教育奨励賞の決定について」は，報告を受けたこととします。</p> <p><報告事項（４）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」></p> <p>令和６年１月１１日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について，北海道教育委員会が同月２５日付けで決定した処分内容の報告を受けた。</p> <p><報告事項（５）「令和５年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査結果について」></p> <p>スポーツ庁から提供された令和５年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査の調査結果について，報告を受けた。</p>
教 育 長 文 化 振 興 課 長	育 長	長	<p>次に，報告事項（７）「第７回井上靖記念文化賞受賞候補者の推薦受付状況について」，報告願います。</p> <p>第７回井上靖記念文化賞につきましては，令和５年１月１日から全国の文学館，美術館，文化芸術関連の支援団体及び有識者の方などを通じ，推薦の受付を行いましたところ，３３件の提出がありました。</p> <p>この推薦結果に，前回実施時の選考で一定の評価がございました候補者を加え，本事業を共同で実施する一般財団法人井上靖記念文化財団と協議を行った結果，今回は，特にこれからの活躍が期待できる２７件を受賞候補者として選考を進めることといたしました。</p> <p>今後のスケジュールとしましては，令和６年２月１７日に東京都内で選考委員会を開催の上，受賞者を決定し，２月下旬頃に発表させていただく予定でございます。</p> <p>なお，選考は５名の委員により行われますが，これまで御就任いただいております，辻原登委員，酒井忠康委員の任期が満了となりましたので，今回からは，作家の高橋源一郎氏，美術評論家，詩人で埼玉県立近代美術館館長の建畠哲氏に，御参加いただきます。</p> <p>また，贈呈式につきましては，井上靖氏の生誕月であります５月中旬に，市内において行う予定で調整しております。教育委員の皆様にも，贈呈式の御案内をさせていただきますので，よろしく願いいたします。</p>
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>本案について，御意見，御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは，報告事項（７）「第７回井上靖記念文化賞受賞候補者の推薦受付状況について」は，報告を受けたこととします。</p>
教 各 事 教	育 委 務 育	長 員 局 長	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に，何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは，以上で令和６年２月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>